

岩手県告示第675号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市気仙町字砂盛176の14、178の4、高田町字古川52の1、52の3、52の6、字中宿68の1
- （2） 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川51の48、51の51、51の58、51の59
- （2） 保安林として指定された目的 潮害の防備
- （3） 解除の理由 指定理由の消滅